

文教福祉委員会

平成26年9月29日（月）

午前10時00分～午前10時14分

議会第2会議室

【出席委員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤 正之委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・採決・まとめ

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

初めに、採決の方法順序について説明をいたします。採決の順序につきましては、まず、決算議案の認定について採決を行います。次に決算議案に対する附帯決議案について採決を行い、その附帯決議を本会議に附帯決議案として提出することについての採決を行います。これらの採決が終了した後、決算意外の議案についての採決を行います。

以上の流れで進めてまいりますので御承知をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず、決算議案の認定について採決を行います。

お伺いいたします。

当委員会に付託された決算議案について、反対意見はございますか。

(山下明子委員挙手)

山下明子委員より、反対意見ありということでございますけども、ほかに反対意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、反対意見ありということで山下明子委員に御意見をお伺いいたします。

○山下明子委員

54号議案の一般会計歳入歳出決算と55号議案の国保特別会計決算と、57号議案の後期高齢者医療会計の決算についての反対ですが、一般会計決算に関しては、例年指摘をしてきました特には同和団体への補助金の問題等があります。あとは、全体的なことにもかかわることなので、今の予算の使い方だとか、そういうことでの反対のことです。

国保に関しては、今回はいろいろと差し押さえの件数が前よりも減っているとかですね、

そういう数字的なことはありましたが、やはりそれでも、かなり多い国保税を納めきれない人に対する差し押さえのあり方ですとか、それから高過ぎる国保税という点では、これはちょうど国保税の税率見直しがされたときの決算でもあるということでもあってですね、その整合性から見ても反対だということです。

後期高齢者医療に関しても予算の段階でも反対している流れでの反対です。

○中本委員長

それでは、意見が分かれています第 54 号から第 55 号及び第 57 号議案について、挙手採決をそれぞれ行います。次に、第 56 号及び第 62 号議案については一括して簡易採決により採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということですので、そのように、順次採決をいたします。

それでは、第 54 号、第 55 号及び第 57 号議案について、それぞれ挙手により採決をいたします。なお、挙手されない場合は、反対として取り扱います。

お諮りいたします。

第 54 号議案について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。

よって、第 54 号議案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第 55 号議案について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。

よって、第 55 号議案は認定すべきものと決定いたしました。

それでは次にお諮りいたします。

第 57 号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。

よって、第 57 号議案は、認定すべきものと決定いたしました。

それでは次に、第 56 号及び第 62 号議案について一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

第 56 号及び第 62 号議案について、それぞれ認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということですので、以上の諸議案はそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案の採決を終了いたします。

ただいま認定すべきものと決定いたしました第 54 号議案に対し、お手元に別紙 1 として、

配付しております内容で附帯決議案を付することで協議をしまいましたが、この附帯決議案について採決をいたします。

採決については、簡易採決で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということでありますので、簡易採決を行います。

お諮りいたします。

第54号議案に対し、別紙1のとおり附帯決議を付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、第54号議案に対し、別紙1のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。

続きまして、ただいま決定いたしました附帯決議については、別紙2のとおり、当委員会の附帯決議案として、佐賀市議会会議規則第14条第2項に基づき、委員長名をもって本会議に提出したいと思っておりますので、このことについて採決いたします。

採決については、簡易採決で行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めますので、簡易採決を行います。

お諮りいたします。

当委員会として、別紙2のとおり、附帯決議案を本会議に提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、当委員会として別紙2のとおり附帯決議案を本会議に提出することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案の採決を終了いたします。

次に、決算議案審査に関する本会議での委員長の口頭報告について協議をいたします。委員長報告については、附帯決議に関する部分を中心に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのように行いたいと思います。

また、本会議における附帯決議案の提案理由説明については、決算議案審査に関する、本会議での委員長報告と内容が重複するかと思いますので省略したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということでありますので、そのように取り扱います。

○松永憲明委員

ちょっと、私さっき言いそびれていましたけど、山下明子委員が反対されると同和対策補助事業の件については、反対討論が当然あると思うのですが、今の話になりますと、委員会での審議の中で出されたいろんな意見というのもあったと思うんですね。

私のほうからは、これまでの経緯からして当然必要では措置である、こういうような意見を申し上げてきたと思いますので、その点についてはですね委員長報告の中でも、お願いしたいなというふうに思います。また、ほかの団体も対象になっているところもというお話もあっておりましたので、そういったところも含めながら、お願いしたいと思います。

○中本委員長

それでは、決算議案の委員長報告の中で、同和対策事業について両方の立場から意見があったということで、この分については、委員長報告の中に加味していきたいと思います。

ほかによろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、異議なしということですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、決算議案以外の議案について採決をいたします。

まずお伺いいたします。

当委員会に付託された決算議案以外の議案について反対意見はございますか。

○松永憲明委員

63号議案の社会教育関係の青少年センターの移設にかかわる設計委託料の問題です。

これについては、委員会の審議の中でもる意見を申し上げてきましたけども、やっぱり、慎重な検討をもっとすべきであったし、どん3の森のところには、佐賀市の土地もある関係で、そういったことも含めながら、幅広い意見を聞いて慎重にすべきであったのではないかと考えております。

今のマルキョウ跡の3階については、むしろ物産館の跡を引き継いでですね、そういうものにしていくほうがミュージアムと合わせながらより集客を図っていくことができるのではないかと、こういうふうに考えますので、これについては反対をいたします。

○中本委員長

はい、今松永憲明委員から反対意見がありましたけど、ほかに反対意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、意見が分かれています第63号議案については挙手採決を行います。

次に、第64号から第66号議案、第69号議案から第71号議案、第74号議案から第77号議案及び第80号議案から第83号議案については、一括して簡易採決により採決を行います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということですので、そのように、順次採決をいたします。

それでは、第 63 号議案について挙手により採決をいたします。なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。

第 63 号議案について原案を可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。

よって、第 63 号議案は原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 64 号議案から第 66 号議案、第 69 号議案から第 71 号議案、第 74 号議案から第 77 号議案及び第 80 号議案から第 83 号議案については、一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

第 64 号議案から第 66 号議案、第 69 号議案から第 71 号議案、第 74 号議案から第 77 号議案及び第 80 号議案から第 83 号議案についてそれぞれ原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということですので、以上の諸議案はそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に、決算以外の議案審査に関する本会議での委員長報告についてはいかががいたしましょうか。

(発言する者あり)

それでは、第 63 号議案の青少年センター移設関連議案を中心に、委員長報告をさせていただくということで、内容については正副委員長一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのように進めさせていただきます。

なお、各常任委員会から本会議に提出される附帯決議案については、明日、30 日に各議員の文書函に投函されます。最終日の本会議において採決されますので、他の委員会分についても内容を把握された上で、採決に望まれるようお願いをいたします。

また、9 月 1 日開催の全員協議会で、今年度の議会報告会のまとめが行われましたが、文教福祉委員会所管分においても、多数の意見が出ておりますが、各委員におかれましては今後、議案審査等の参考にしていただくとともに、委員会として取り上げたほうがよいと思われる事項があれば、後日でも構いませんので委員長まで連絡をいただきたいと思っております。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りをいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでありますので、委員長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして文教福祉委員会を終了いたします。

第54号議案 平成25年度佐賀市一般会計歳入歳出決算

(文教福祉委員会付託分) に対する附帯決議 案

本議案の審査の結果、後年度の予算編成及び行政執行等に当たって、次の意見等を付すので、速やかに所要の対応をされるよう求める。

なお、これらの意見等については対応方針を報告されるよう重ねて求める。

1 特別支援保育事業

- (1) 現場の保育士が障がい児保育に関する研修を受けやすくなるような体制づくりを行うとともに、私立幼稚園における保育士の加配状況などについても、十分に把握すること。
- (2) 気になる児童に対して専門医などへの受診等を促進するためにも、保護者会などで発達障がいに関する偏見や問題についての啓発に取り組むほか、保育士と保護者、専門医が向かい合う機会を設けること。
- (3) 補助単価等を含めた幼保の格差是正とあわせて、障害児保育事業における交付税措置を国庫補助制度に戻すよう国に働きかけていくこと。また、専門的な知識や経験を有する者の配置基準を設けることなどについても国に対して要望していくこと。

2 児童虐待防止事業

- (1) 相談員の数や対応が適当であるかをいま一度再検討すべきであり、今後の傾向を見ながらいつでも手厚い対応ができるような体制づくりを行うこと。
- (2) 児童虐待は犯罪であるということを市民に広く認識してもらうよう啓発に努め、児童虐待の早期発見、防止につなげるような気運を市全体で高めていくこと。
- (3) 子どもがみずからの命や権利を守る自覚を持てるようにするためにも、「子どもの権利条約」を十分に踏まえ、子どもへの暴力防止ワークショップのあり方を工夫していくこと。

3 スポーツ指導者育成事業

- (1) 各クラブの活動計画書や報告書の提出を求めるなど、少年スポーツの活動実態をしっ

かりと把握し、過熱化しないよう個別に指導すること。

- (2) 少年スポーツ指導者教本を活用した研修を位置づけ、全てのクラブに対して必ず研修会に参加するような働きかけを行うこと。また、研修会に参加しなければ指導者として認められないといった仕組みづくりを行うこと。
- (3) 保護者や会場を提供する学校にも少年スポーツのあり方についてのコンセンサスをとってもらうこと。

4 老人クラブ助成事業

- (1) 会長等に女性を登用するなど、老人クラブを魅力ある組織として活性化できるよう、市も支援していくこと。
- (2) 助成金の対象となる活動内容などを十分に説明していくこと。
- (3) 補助金交付申請書や活動報告書等を簡素化するなど、補助金交付に伴う手続きがスムーズにできるシステムづくりに努めること。
- (4) 親睦活動も社会貢献の一つと捉えるなど、補助対象となる活動についての考え方を拡大していくよう国や県に対して求めていくこと。

以上、決議する。